

山梨県産業人材育成検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の産業の持続的な発展を図るため、産業人材の育成・供給の強化策について検討を行う山梨県産業人材育成検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱のあった日から平成28年3月31日までとする。
- 3 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第3条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(検討事項)

第5条 検討委員会は、次に掲げる事項に関して検討を行う。

- (1) 企業に対するニーズ調査に関すること。
- (2) 生徒・保護者に対するアンケート調査に関すること。
- (3) 産業人材の育成・供給の強化策に関すること。
- (4) その他、産業人材の育成・供給の強化策の検討に関し必要な事項。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、産業労働部産業政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

別表（第2条関係）

	区 分	氏 名	所属・役職名等
1	労働界代表	中澤 晴親	連合山梨 会長
2	産業界代表	松葉 惇	山梨県中小企業団体中央会 会長
3		小林 寛樹	山梨県商工会連合会 会長
4		金丸 康信	山梨県商工会議所連合会 会長
5		加藤 正芳	山梨県機械電子工業会 会長
6		金融界代表	進藤 中
7	教育関係者	赤岡 正毅	山梨県高等学校長協会 会長
8		沓間 正	山梨県工業教育部会 部会長（校長）
9		荻原 孝幸	山梨県公立小中学校長会 代表（中学）
10	保護者代表	三井 久美子	山梨県P T A協議会 会長
11		上野 和也	山梨県高等学校P T A連合会 会長
12	学識経験者	鳥養 映子	山梨大学大学院総合研究部 教授
13		清水 一彦	山梨県立大学 学長